

概算事業費 ※現時点での概算

	移転・集約した場合	移転・集約しない場合
(仮称) 角館上野庁舎 (旧管理棟) 改修事業費	約 12.1 億円	—
旧角館総合病院 病院棟解体事業費	約 5.6 億円	約 6.4 億円 ※旧管理棟の解体費 約 0.8 億円含む
田沢湖第 2 庁舎、田沢湖総合開発センター、田沢湖保健センター解体費・改修費	約 1.7 億円 ※解体	約 3.5 億円 ※第 2 庁舎のみ解体・ その他は改修
田沢湖庁舎内部改修費	約 0.5 億円	—
上記事業費の計	約 19.9 億円	約 9.9 億円
合併特例債、過疎債を活用した場合の実質的な市負担額	約 6.7 億円	約 7 億円超 + α

単年度の償還額

	移転・集約した場合	移転・集約しない場合
合併特例債、過疎債を活用した場合の実質的な市負担額	約 6.7 億円	約 7 億円超 + α
【うち返済について】実質的な市負担額 合併特例債 した場合：据置 5 年、返済 25 年 (R13 ~ R37) しない場合：据置 5 年、返済 22 年 (R13 ~ R34)	約 2,100 万円/年	約 400 万円/年
過疎債 据置 3 年、返済 9 年 (R12 ~ R20)	約 600 万円/年	約 300 万円/年
除去事業債 据置 2 年、返済 8 年 (R11 ~ R18)	—	約 7,300 万円/年

合併特例債 → 対象事業費の 95% まで借入可能で、元利償還金の 70% が国の財政支援の対象となります。借入期限は令和 7 年度までで、単なる施設の解体には活用できません。

過疎債 → 対象事業費の 100% まで借入可能で、元利償還金の 70% が国の財政支援の対象となります。借入期限は令和 12 年度までで、年度ごとの借入限度額が設定されています。(R5 は約 2 億円)

除去事業債 (公共施設等適正管理推進事業債)
→ 対象事業費の 90% まで借入可能で、単なる施設の解体には元利償還金に対する国の財政支援はありません。借入期限は令和 8 年度までです。

移転・集約をしない場合…



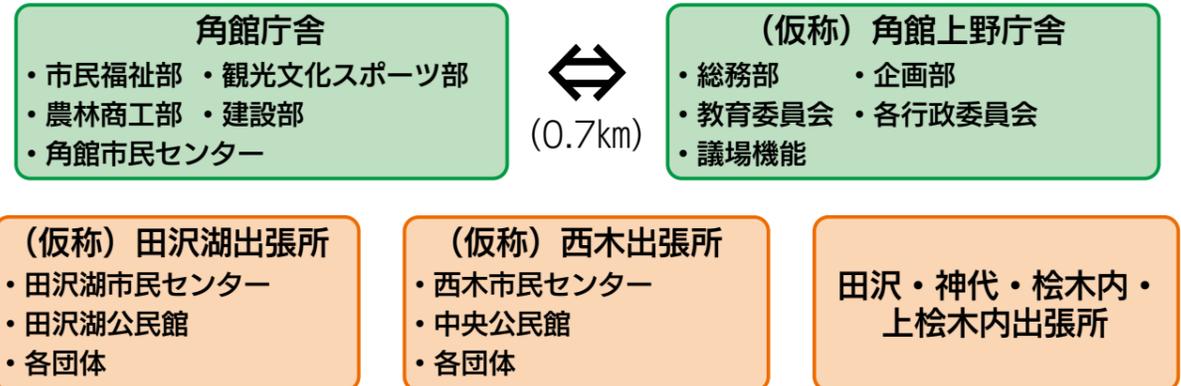
移転・集約をしない場合、約 7 億円超の費用に加え、将来、築約 50 年の田沢湖・西木両庁舎を使い続けるため、数億円単位の大規模修繕費用が必要になることが予想されます。老朽化の度合いによっては、数十億円での建て替えが必要になる場合も想定されます。

いずれも、これらの費用に充てられる有利な財源はなく、すべて市の自己負担になります。

※旧角館庁舎は昭和 36 年完成で、築約 60 年目の令和 3 年に解体しています。

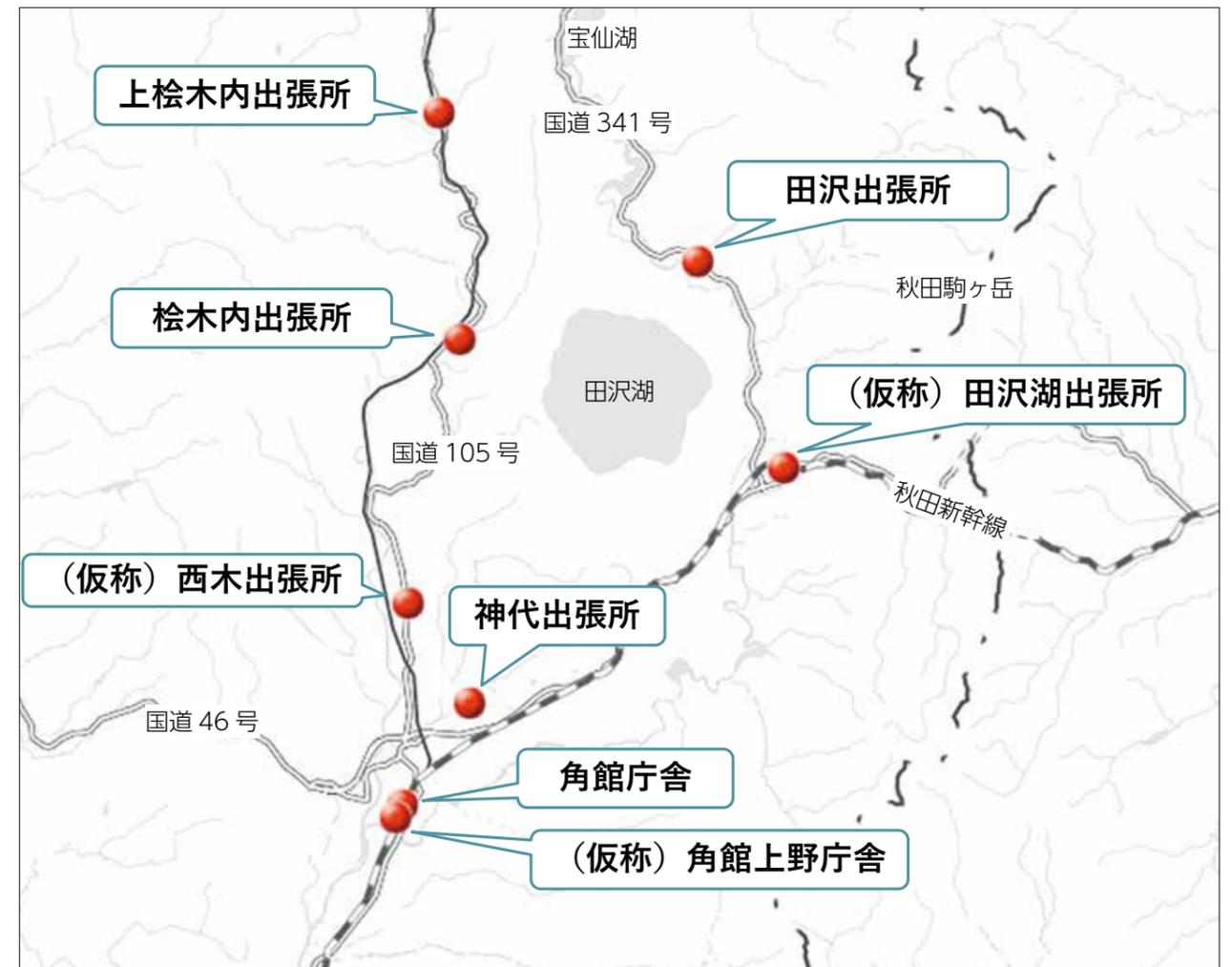
計画 (素案) 全体イメージ

【移転・集約後の庁舎イメージ】



※現在の田沢湖・西木両庁舎は、市役所の部門として市民センター業務のみになることから、庁舎ではなく出張所になります。

【市内庁舎配置図】



メリット④ 市民生活の向上に向けた費用の捻出

(1) 通勤手当・移動に伴う費用削減、残業時間の縮減

庁舎間の移動により生じていた公用車の燃料費や残業手当などの費用が年間約 650 万円削減されます。また、田沢湖庁舎に勤務する職員の通勤手当が年間約 300 万円削減されます。

(2) 維持管理費

今後想定される社会的変化や庁舎などの活用方法にも大きく左右されますが、上記 (1) に示した通勤手当・庁舎間移動に要する費用の削減を見込んでも年間約 260 万円増加すると見込まれます。

(3) 合併特例債・過疎債の活用による財政的メリット

今回提案した移転・集約を先送りし、すべてを一般財源で実施した場合の負担は 19.9 億円。次世代に大きな財政的負担を残すこととなります。

令和 8 年 3 月末までの完成が条件の合併特例債と過疎債を活用した場合の負担額は約 6.7 億円となり、約 13.2 億円の財政的メリットが得られます。また、今後使用を続ける場合の改修費が約 2 億円と試算される田沢湖総合開発センターの改修費が不要となります。

改修や解体などの事業費は年を追うごとに高騰しています。移転・集約を先送りした場合、財政負担が増大し、結果、市民生活の向上に充てられる財源の不足が懸念されます。

◆ 移転・集約に係る概算総事業費約 19.9 億円

【(仮称) 角館上野庁舎改修 12.1 億円・旧角館総合病院病院棟解体 5.6 億円+ 田沢湖第 2 庁舎など解体 1.7 億円+田沢湖出張所内部改修 0.5 億円】

合併特例債・過疎債活用時の実質負担額	約 6.7 億円
一般財源による実質負担額	約 19.9 億円

差額約 13.2 億円



→ 移転・集約事業全体では大きなメリットが生じます。

予想される変化 これまでと同様の市民サービスを受けられる田沢湖庁舎

移転・集約後に田沢湖庁舎を利用する市民は、現在、田沢湖庁舎のみでの職員対応となっている専門性が高い下記 3 業務について、今後は (仮称) 角館上野庁舎での対応となります。

なお、角館・西木市民センターでは現在、電話取次による初期対応を行っており、移転・集約にあたっては田沢湖市民センターの窓口を強化して同様の対応とします。

- ◆ 国土調査業務の閲覧 年間約 130 件/市全体
- ◆ 空き家相談 年間約 30 件/市全体 (空き家バンク利用の市外を含む)
- ◆ 納税相談 年間約 30 件/市全体 (電話相談が主)



仙北市の確実な未来に向けて…

- 市民サービス維持向上のための移転・集約です。
- 危険な公共施設を解体整理することで、市民の安全安心な生活を守ります。
- 財政がひっ迫する前に、庁舎の統廃合に手を打ち、次世代に明確な計画と選択肢を示します。
- 移転・集約を合併特例債などで行った場合の財政的メリット約 13.2 億円を最大限に活用します。

移転・集約によるメリット・予想される変化

メリット① 危険な公共施設の解体整理とそれに伴う床面積の減少・美観向上

経年劣化が進むにつれてアスベストを含有する外壁の崩落が懸念され、加えて観光地としてマイナスの印象を与えている旧角館総合病院病院棟は、市民の安全を考えると危険な状態をこれ以上先送りすることができません。また、今回の移転・集約に伴う不要庁舎などの解体整理により公共施設面積が 372㎡減少します。さらには平成 3 年建築の旧角館総合病院管理棟を庁舎として活用することにより、今後、安定した庁舎運営が可能となります。

●移転・集約後の公共施設面積 (㎡)

施設名称	延床面積
(仮称) 角館上野庁舎	3,390
田沢湖第 2 庁舎	△ 1,785
田沢湖総合開発センター	△ 1,452
田沢湖保健センター	△ 525
小計	△ 372
旧角館総合病院 病院棟 (非稼働)	△ 10,987
合計	△ 11,359

●庁舎などの築年数 (年)

施設名称	築年数
田沢湖庁舎	51
西木庁舎	48
角館庁舎	3
(仮称) 角館上野庁舎※管理棟	32
参考：秋田県庁	64

→ 旧角館総合病院アスベスト含有外壁の崩落回避、公共施設床面積減少、観光地としての美観向上につながります。

メリット② 次世代に負担を与えない庁舎のあり方を明確に示す

人口減少に比例して職員数も減少していきます。また、行政が市民に出向く行政 MaaS や DX 化の加速により、将来は「来庁する機会が著しく少ない庁舎」になる可能性が高いと見込まれます。30 年後をめどに庁舎機能を現在の角館庁舎 1 つに集約する一定の方向性を次世代に示します。

- 築約 50 年を経過した田沢湖・西木両庁舎は、老朽化が進むにつれて使用を続けるために多額の修繕支出が予想されます。ついては、約 15 年後 (供用開始から約 65 年) をめどに整理解体する方向性を示すとともに、使い続けた場合のリスクを次世代に示します。そのうえで、どのような選択をするかは次世代の判断に委ねます。
- 令和 7 年度に改修予定の (仮称) 角館上野庁舎についても、供用開始約 65 年の約 30 年後に整理解体を行う方向性を示します。
- 庁舎などの集約に並行して、将来は各地域に市民が集う小規模の拠点を整備します。整備にあたっては、人口規模や財政状況を勘案し、既存施設の利活用を基本とする方向性を示します。

→ 次世代に負担を与えない庁舎のあり方を明確に示すとともに、選択肢を残します。

メリット③ どんな時でも市民が安全に暮らせる市役所づくり

- 災害時に指揮を執る市長、副市長、総合防災課が田沢湖庁舎、主に現場対応にあたる事業部門が角館庁舎にあり、片道 30 分の距離で分断されている現状では、意思疎通のスピード・正確性に支障が生じます。
- 災害時のみならず通常業務においても、移転・集約により管理部門、事業部門の庁舎間距離が大幅に短縮され、職員の移動が最小限になり、マンパワーの集中により顔の見える意思疎通が可能になることから対応力の大幅な向上が見込まれます。

安全



→ 災害発生時・通常時の迅速な意思疎通など対応力が強化されます。